

各委員からの意見等への対応について

各委員からの御意見・指摘等	対応	備考
<p>・ 総量規制基準値の遵守状況はどのようにチェックしているか。 (入江委員)</p> <p>・ 指定地域内特定事業場のうち、浄化槽の割合が大きい、維持管理を含めて、指導はどのように行っているか。 (加藤委員)</p>	<p>・ 県及び水質汚濁防止法政令市が、同法に基づく立入検査を行い、濃度規制と併せて総量規制の遵守状況の確認を行っています。また、事業者には汚濁負荷量の自主測定と報告が義務付けられており、この報告書によるチェックも行っています。</p> <p>・ 規模の大きな浄化槽(日平均排水量 50 m³以上)は総量規制対象であり、上記と同様に指導しています。また、規模にかかわらず、浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査の実施を指導しています。</p>	<p>前回資料 1 (3 ~ 4 ページ)</p>
<p>・ 目標年度が 26 年度とあるが、(第 7 次総量規制基準は)「既設事業場については 26 年 4 月から適用」ということは、この間は新設事業場しか適用されないということか。 (井川特別委員)</p>	<p>・ 新設事業場は、第 7 次総量規制基準に対応可能な技術水準にあると見込んで 24 年 5 月から基準を適用する予定ですが、既設については、施設改善の期間を考慮し、26 年の 4 月以降から適用としています。それまでの間、既設の事業場は、現行の基準により規制されます。</p>	<p>前回資料 1 関係資料 (15 ページ)</p>
<p>・ この計画(案)に記載されている「総量削減計画の普及版」は、県民が「何のために何をすればよいか」がわかりやすいものにするよう要望する。 (瀧委員)</p> <p>・ 生活系の負荷量割合が大きいので啓発を強化した方が良いのではないかと。節電のように、何をしたらよいかをわかりやすく明確にするとよい。 (岩淵委員)</p>	<p>・ 「総量削減計画(普及版)」の作成にあたっては、負荷量を削減する目的と実践してもらいたい事項を具体的に記載し、県民にわかりやすいものとしします。</p> <p>・ また、生活系の負荷量の削減について、県民の理解を深めるために、家庭でできる浄化対策等についてできるだけわかりやすい啓発用パンフレットを作成します。</p>	<p>前回資料 1 (6 ページ)</p>

各委員からの御意見・指摘等	対応	備考
<p>・大雨時に生活排水がそのまま排出されてしまう合流式下水道について対策となる事業があるか。 (磯部委員)</p>	<p>・合流式下水道改善計画に基づいて、スクリーン設置等の改善事業を進めています。さらに、施設の改善効果及び越流水の状況把握に努めていきます。 (合流式下水道改善計画は「平成25年度未完了」を目標とし千葉市、市川市、木更津市、松戸市、習志野市で雨水滞水池、スクリーン設置等を予定しています。また、船橋市、君津富津広域下水道組合では21年度に完了済です。)</p>	<p>前回資料1 (2ページ)</p>
<p>・印旛沼と同様に「ファーストフラッシュ」の負荷量が問題になると思うが、これは「その他」に入るのか。また、現行でこれは重要だという認識で取組を進めているか。 (近藤委員)</p> <p>・路面等からの「ファーストフラッシュ」も負荷量が非常に大きいと言われている。下水道で汚水として処理する等、将来を見据えた対策をぜひとも進めてほしい。 (瀧委員)</p>	<p>・「ファーストフラッシュ」の負荷量は主に「その他系」の中の「土地系」に含まれます。東京湾では、「土地系」の負荷量が全体に占める割合は、印旛沼、手賀沼の場合と比較して、小さい(COD及び全りんは約5%、全窒素は約17%)ですが、将来に向けてファーストフラッシュ対策は大切だと考えており、今後も検討していきます。</p>	<p>前回資料関連資料1 (23ページ)</p>
<p>・新たに加わったノリ養殖、アサリ漁業等の推進について、実効性を高めるための財政的な支援等を含めて水産部局と話をしているか。 (入江委員)</p> <p>・ノリも貝類も現状の水質の中では大変厳しい状況にあるので、今後、県庁内の関係部局の積極的な取組をお願いする。また、海底の「窪地の埋戻し」については、市町にも事業があると思うので、確認する必要がある。 (勝山委員)</p>	<p>・計画(案)の5ページ「水質改善に資する養殖等の取組の推進」については、水産局漁業資源課等と調整した上で、記述しています。 ノリ養殖等に係る事業を、水質改善の側面から計画事業として位置づけるもので、関係課と連携して取り組みを進めていきます。</p> <p>・市町の「窪地の埋戻し事業」の有無について、再度確認したところ「以前は事業があったが現在は無い。」とのこと。</p>	<p>前回資料1 (5ページ)</p> <p>前回資料1関連資料 (26ページ)</p>